

埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務委託 公募プロポーザル実施要領

令和6年5月20日

1 目的

県は埼玉県環境整備センター3号埋立跡地において資源循環農場の整備、運営を計画している。本格的な整備に先立って、露地栽培で生産された作物の各種分析や関連イベントにおける試食会での提供を目的として、当地において野菜等の栽培を試験的に行う約100m²の農場（以下、「パイロット農場」という。）を整備する。本業務においては、パイロット農場における栽培作物の検討および運営について委託するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和7年3月14日（金）
- (4) 委託業務内容 別添「埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 委託予定額 金3,762,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール（案）

- (1) 公告日 令和6年5月20日（月）
- (2) 質問事項の受付期間 令和6年5月20日（月）～5月24日（金）12:00まで
- (3) 質問事項の回答期日 令和6年5月27日（月）17:00まで
- (4) 企画提案書受付期間 令和6年5月28日（火）～6月10日（月）17:00まで
- (5) プロポーザル審査 令和6年6月中旬
- (6) 審査結果通知・契約 令和6年6月下旬

4 参加資格

次の（1）～（8）のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと

- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと
- (7) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること
- (8) 令和元年4月1日以降公告日までの間（過去5年間）に、国や地方公共団体から受託した栽培管理における事業の実績があること

5 質疑応答の方法

(1) 質問の受付

本件に係る質問の受付は、以下に基づき行うものとする。

ア 質問方法

「埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務委託公募質問書」（様式第1号）に記入し、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

イ 提出先

埼玉県環境整備センター管理運営担当

E-mail : k8140701@pref.saitama.lg.jp

ウ 電子メールの件名

「(企業名・提出日) 埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務委託に関する質問」

エ 質問受付期間

令和6年5月20日（月）～5月24日（金）12:00まで

(2) 質問の回答

質疑応答については、環境整備センターのホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

(パイロット農場の運営業務委託公募プロポーザル専用URL)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0509/library-info/sigenjunkannojyopilot.html>

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

(4) の提出書類を作成の上、電子メールで提出すること。

データ容量が大きい場合は分割送付もしくはファイル転送サービスを活用すること。

※郵送、FAXでの提出は不可。

(2) 提出先

埼玉県環境整備センター管理運営担当

E-mail : k8140701@pref.saitama.lg.jp

※企画提案書を提出した際は、正常に電子メールが到着しているかを提出先に確認すること（電話番号：048-581-4070）

(3) 受付期間

令和6年5月28日(火)～6月10日(月)17:00まで

(4) 提出書類

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとし、ア～カを提出すること。すべての様式はA4判(企画提案書の別添資料はA3判も可)とする。

ア 埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務企画提案書(様式第2号)

別添資料の様式は自由とするが仕様書に示す内容に基づき、以下の各項目に対する提案内容について作成すること。

(ア) 県が計画する資源循環農場*の目的を考慮したパイロット農場の運営

- ・彩の国資源循環工場において製造された、食物残さを利用したたい肥を農場で使用し資源循環型の栽培を実践するなど、環境に配慮した資機材を使用すること。
- ・パイロット農場の運営において発生した食品廃棄物等についてもたい肥化を検討するなど、資源循環ループ*の達成を見据えた運営を行うこと。

※ 資源循環農場及び資源循環ループの概要については(埼玉県環境整備センター3号埋立跡地における資源循環農場パイロット農場の運営業務委託仕様書 別紙)を参照のこと

(イ) パイロット農場の作付け計画の策定

- ・委託期間を通じて様々な農作物を収穫できるように作付け計画を検討し、実施すること。
- ・県が行う各種分析やイベント(令和7年1月下旬～2月上旬で参加者150名程度を予定)提供用に必要とされる作物の栽培を行うこと。
- ・イベントでの試食用として提供する作物については開催に合わせ必要な収穫量を確保すること。

(ウ) パイロット農場の管理、物品の補充

- ・県が整備した圃場及び水道、電気柵等の設備を適正に管理すること。また、これらの設備の故障等不具合が発生した場合は速やかに県へ伝えること。
- ・運営上必要な農機具や肥料等の用意は委託内容に含まれるものとし、それら資機材についても管理を行うこと。
- ・良好な圃場状態の確保に努めること。
- ・土壌管理の徹底を図り、必要に応じて求められる措置を講じること。
- ・上記各項目が徹底できるよう定期的に点検を行うこと(点検回数については県と受託者で協議を行い決定する)。

イ 業務工程表(様式自由)

各業務に係るスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。

ウ 業務実施体制調書（様式第3号）

本委託業務の実施体制について作成すること。

エ 本業務に類する業務の受注実績

（ア）本実施要領4 参加資格（8）に示した実績について、契約書写しや業務実施完了報告書など実績の有無が判断できる書面を添付すること。複数の業務実績がある場合は一覧表（様式自由）を作成すること。

（イ）資源循環農場の目的に沿った栽培管理（例：食物残さを利用したたい肥を農場で使用し資源循環型の栽培を実践した、など）の実績がある場合は受注実績概要説明書（様式自由）を作成すること。

オ 見積書

（ア）「2（5）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式自由）

（イ）経費の内訳表を作成すること。（様式自由）

カ 会社事業概要書（様式第4号）

必要事項を記載し、会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

7 審査方法等

（1）審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、県が設置する「埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務審査委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書・提案内容等を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。ただし、応募者多数の場合には1次審査を行い、1次審査を通過した者だけを選定委員会で審査するものとする。選定にあたって選定委員会から企画提案書提出者へ質問を行った場合は、企画提案書提出者は誠実に回答するものとする。

なお、選定委員会が決定した場合は、上記方法以外により審査を行うことができる。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（2）審査基準（案）

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業の遂行	ア 4 参加資格（8）の実績はあるか。 イ 事業スケジュールは妥当か。
資源循環農場の目的を考慮した運営方法の提案	ア 資源循環農場の目的を考慮した運営方法となっているか。 イ 食物残渣を利用したたい肥を使用する等提案内容は実現可能性が高いものになっているか。

作付け計画の提案	ア 委託期間を通して作付け計画は妥当か。 イ イベントでの試食用として提供する作物として時期・収穫量が妥当か。
パイロット農場の管理の提案	ア パイロット農場を管理・運営できる体制となっているか。 イ 作物の栽培が可能となる人員・技術を有しているか。
実績	ア 資源循環農場の目的に沿う栽培管理の実績はあるか。
見積価格	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。

8 事業者の決定

提出された企画提案書・提案内容等により総合的に評価された選定委員会の審査結果を参考に、事業者を決定する。審査結果は応募者へ電子メールで速やかに通知する。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

10 留意事項

(1) 提案書類に係る著作権の取扱い

提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数回の提案書の提出は行うことができない。

11 担当窓口

埼玉県環境部環境整備センター管理運営担当
〒369-1223 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368
E-mail : k8140701@pref.saitama.lg.jp
電 話 : 048-581-4070